

正社員雇用奨励金のご案内

宮城県では、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方等の早期再就職を促進するため、「みやぎ正社員雇用緊急対策事業」を創設しました。

非自発的失業者1人雇用につき

中小企業等の事業主

正社員雇用奨励金：45万円
(それ以外の事業主は20万円)



※中小企業等の定義は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定にする者及び事業を行う個人その他これに準ずる団体。
※雇用期間の定めのない雇用契約、いわゆる正社員の雇用（週30時間以上勤務）に限ります。

1 奨励金を受給できる事業主

受給できる事業主は、次の(1)から(11)までのいずれにも該当することが必要です。	チェック欄
(1) 対象者を雇用期間の定めのない労働者として、令和2年4月1日から令和2年12月末日までの間に、新たに県内の事業所に雇い入れた事業主であること。	
(2) 対象者の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を適切に整備し、保管している事業主であること。	
(3) 対象者の1週間の所定労働時間が30時間以上であり、かつ、社会保険（雇用保険、厚生年金保険及び健康保険等）に加入していること。	
(4) 対象者の労働に対する賃金を、支払期日までに支払っている事業主であること（時間外手当、休日出勤手当など基本給のほか、手当等を含み支払っていること）。	
(5) 対象者に関し、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出を行い、かつ、同法第9条第1項に定める確認を受けた事業主であること。	
(6) 対象者の雇入日の前日から過去1年間に、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主都合による解雇（勧奨退職又は事業縮小若しくは賃金大幅低下等の正当な理由による自己都合退職等を含む。）又は雇止めをしていない事業主であること。	
(7) 対象者の雇入日の前日から過去1年間に、当該雇入れに係る事業所で内定取消をしていない事業主であること。	
(8) 対象者について、雇入れ又は人材育成に係る経費を助成対象とする次の①から⑥の各種助成金等の支給を受けていないこと。 ①労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース） ②労働移動支援助成金（再就職コース） ③特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース） ④特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース） ⑤トライアル雇用助成金（一般トライアルコース） ⑥その他国又は地方公共団体で実施する雇入れや人材育成に係る経費を助成対象とする各種助成金等	
(9) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとする。）をした事業主でないこと。	
(10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が、経営若しくは運営に係っている事業を行う事業主でないこと。	
(11) 県税の滞納その他の県に対する債務不履行がある等奨励金の支給が適当でない認められる事業主でないこと。	

2 対象者

対象者とは、宮城県内の事業所に勤務していた方又は県内に居住し県内事業所への採用が決定していた方で、次の（１）から（４）のいずれにも該当する方です。	チェック欄
(1) 以下の理由により離職又は採用内定を取り消された方。 ①令和2年3月11日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により離職（事業所の倒産・廃止、事業主からの働きかけによる解雇・退職勧奨等、雇い止め等の理由による）した方 ②令和2年3月11日以降に、新型コロナウイルスの影響により内定を取り消された方 ③その他、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業主都合で離職した方	
(2) 雇い入れ事業主との関係において、雇入日の前日から過去1年間に、雇用、請負、委任、出向、派遣、請負の関係により当該雇い入れ事業主において就労したことがない者方	
(3) 雇入日の前日から過去1年間に、雇い入れ事業主の事業所において、通算して3か月を越えて訓練・実習等を受講したことがない方	
(4) 雇入日の前日から過去1年間に、雇い入れ事業主の事業所で職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く）を受けたことがない方	
(5) 対象者が、雇い入れ事業主の事業所の代表者又は取締役の3親等以内の親族（配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族）でない方	
(6) 雇入日において県内に居住する者又は県内の事業所で勤務する方	
(7) 非自発的失業者の場合、雇用保険被保険者離職票の離職理由が、次のイから二のいずれかに該当する方。 イ 解雇（天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇又は被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇以外） ロ 特定雇止めによる離職 ハ 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 ニ 事業所移転に伴う正当理由のある自己都合退職	

3 支給申請手続き

奨励金の支給を受けるためには、対象労働者を雇い入れた日から1か月を経過する日から令和3年2月26日までに、次の書類を県経済商工観光部雇用対策課に提出（郵送可）することが必要です。

- (1) 正社員雇用奨励金支給申請書（別記様式第1号）
- (2) 対象労働者に係る雇用契約書の写し
- (3) 対象労働者名簿の写し
- (4) 対象労働者の出勤状況及び賃金の支払状況等が分かる書類の写し（賃金台帳（1か月分）、出勤簿（1か月分））
- (5) 公共職業安定所長が発行する対象労働者に係る雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- (6) 健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書その他社会保険加入を証する書類の写し
- (7) 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本の写し
- (8) 対象労働者の離職票の写し又は内定取消通知書の写し
- (9) 県税事務所長が発行する宮城県税の納税証明書
- (10) 申立書（別記様式第2号）
- (11) その他、知事が必要と認める書類

■宮城県経済商工観光部雇用対策課ホームページから申請書様式をダウンロードできます。

【ホームページアドレス】 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/seishainnkoyou.html>



4 奨励金の返還

次のいずれかに該当する場合は、奨励金の支給が取り消され、全額を返還しなければなりません。

- (1) 虚偽、その他不正な理由により奨励金を受給したとき。
- (2) 支給要件に違反していることが判明したとき。

お問い合わせ先

宮城県経済商工観光部雇用対策課労政調整班
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1
TEL 022-211-2771
FAX 022-211-2769
E-mail: koyour@pref.miyagi.lg.jp

